

藤岡市農業委員会
令和7年第10回
定例会議事録

令和7年10月3日招集

令和7年藤岡市農業委員会第9回定例会議事録

令和7年10月3日、藤岡市農業委員会会長 浅見 健司は、令和7年藤岡市農業委員会第10回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 46号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第 47号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 48号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 49号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について
報告第 19号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 20号 農地法関係出願等について
報告第 21号 令和6年藤岡市農地貸借料情報について

[出席農業委員] (11名)

1番 飯塚 光	2番 武藤 賢太郎	3番 秋谷 房江	4番 松村 敏惠
5番 清水 淑朗	6番 田沼 範明	7番 浅見 健司	11番 折茂 新一
12番 鈴木 儀幸	13番 川村 信行	14番 塚本 欣吾	

[出席農地利用最適化推進委員] (5名)

6番 茂木 敏夫	8番 宮下 佐登志	9番 横山 万寿雄	13番 服部 育
16番 黒澤 松博			

[事務局]

事務局長	横田 道明	事務局次長	真下 和弘
次長補佐兼係長	春山 崇	係長代理	宮原 優雅子
係長代理	笠原 謙亮		

(開会13時24分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和7年 第10回定例会を進行させていただきます。本日の下審査につきましては、東庁舎2階の会議室を用意しております。1班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、浅見会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長

有り難うございました。それでは、浅見会長に議事進行をお願いいたします。

議長

それでは、ただ今より、令和7年第10回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数14名中、出席委員11名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。11番折茂委員、12番鈴木委員、の両名にお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第46号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より説明願います。

事務局

はい、ご説明いたします。議案第46号は、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請があつたので決定を求めるものです。整理番号1番です。こちらの計画変更申請は議案第48号農地法第5条許可申請の整理番号13番の関連案件です。土地の表示は、当初計画が篠塚 畑 61m²・変更計画が篠塚 畑 42m²です。当初計画者が、篠塚のMさん、承継者は、市内の法人です。当初許可は、昭和51年です。契約内容は、当初計画が贈与、変更計画は売買です。計画の変更理由について、当初計画者が、住宅を建築する予定だったが計画がとん挫し、建築しなかつた。承継者が駐輪場が必要とのことなので計画を変更したい。承継者は、保育園を運営しております、保育園の駐輪場が必要になるため本申請に及んだ。施設概要について、当初計画は住宅建設用地、変更計画は駐輪場用地です。付近の状況は東：宅地、南：道路、西：宅地、北：宅地です。誓約書が添付されております。農地区分は、第二種農地と判断されます。続きまして、整理番号2番です。こちらの過去に許可を受けた内容の用途の変更です。土地の表示は、当初計画・変更計画とともに、神田 宅地 348m²です。当初計画者・承継者ともに、市外のNさんです。当初許可は、令和4年です。計画の変更理由について、申請人は隣地にて自動車販売業を営んでおり、許可後の急激な業務拡大に伴い、事務所スペースが不足した。今後も事務所として利用したいため用途を変更したく本申請に及んだ。施設概要について、当初計画は一般住宅用地（既存宅地）、変更計画は事務所兼住宅（非自己用）です。付近の状況は東：道路、南：雑種地、西：雑種地、北：畠です。誓約書が添付されております。農地区分は、第二種農地と判断されます。以上で説明とさせていただきます。

議長

議案第46号整理番号1番と2番について、事務局の説明が終わりましたが、整理番号1番について何かご意見がありましたらお願いします。

（意見なし）

議長

特に意見もないようですので、採決いたします。議案第46号整理番号1番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長　　挙手全員でありますので、議案第46号整理番号1番については、議案第48号整理番号13番の案件と関連がありますので、許可相当と決定します。続きまして、整理番号2番について何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長　　特に意見もないようですので、採決いたします。議案第46号整理番号2番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長　　挙手全員でありますので、議案第46号整理番号2番については、許可と決定します。続きまして、議案第47号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第48号農地法第5条の規定による許可申請について、以上2議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この2議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくお願ひいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時32分)
(再開14時03分)

議長　　休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第47号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長　報告いたします。議案第47号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番と2番の2件です。整理番号1番は中栗須のSさんが、農業経営の規模拡大を図るため、立石の農地1筆、面積2,354m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書16ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は立石のSさんが、農業経営の規模拡大を図るため、立石の農地1筆、面積862m²を贈与にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書16ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長　　議案第47号整理番号1番と2番について1班の班長さんより報告がありました。整理番号1番について何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 47 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数でありますので、議案第 47 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 47 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 47 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に、議案第 47 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 47 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 3 番から 6 番の 4 件です。整理番号 3 番は藤岡の K さんが、新たに農業経営を開始するため、上落合の農地 3 筆、面積 631 m² を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 17 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号 4 番は牛田の K さんが、新たに農業経営を開始するため、牛田の農地 1 筆、面積 67 m² を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 17 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号 5 番は牛田の K さんが、農業経営の規模拡大を図るため、牛田の農地 1 筆、面積 516 m² を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 18 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号 6 番は西平井の N さんが、新たに農業経営を開始するため、西平井の農地 6 筆、面積 4,171 m² を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 18 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 47 号整理番号 3 番から 6 番について 2 班の班長さんより報告がありました、整理番号 3 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 47 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 47 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 47 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 47 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 47 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 47 号整理番号 5 番は許可と決定します。次に整理番号 6 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 47 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 47 号整理番号 6 番は許可と決定します。続きまして、議案第 48 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 48 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 12 番の 12 件です。整理番号 1 番は市内の法人が、下栗須の農地を売買にて取得し、露天駐車場及び資材置場用地として転用するもので、農地 2 筆、面積 1,810 m²、農地区分は第一種農地として判断されますが不許可の例外に該当します。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2

番は市外の法人が、立石の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 2 筆、面積 1,760 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 3 番は市外の法人が、立石の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 940 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 4 番は市外の法人が、中島の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 1,110 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 5 番は市外の法人が、中島の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 2 筆、面積 1,677 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 6 番は中栗須の K さんが、中栗須の農地を使用貸借にて借り受け、専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地 1 筆、面積 500 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 7 番は市外の法人が、金井の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 2 筆、面積 1,024 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 8 番は市外の法人が、下日野の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 2 筆、面積 1,328 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 9 番は市外の法人が、下日野の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 3 筆、面積 1,659 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 10 番は市外の法人が、下日野の農地を売買にて取得し、山林用地として転用するもので、農地 4 筆、面積 4,339 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 11 番は市外の法人が、下日野の農地を売買にて取得し、一般住宅用地（敷地増）として転用するもので、農地 4 筆、面積 1,199 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 12 番は市外の法人が、下日野の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 777 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第 48 号整理番号 1 番から 12 番について 1 班の班長さんより報告がありました。整理番号 1 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第48号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第48号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第48号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第48号整理番号2番は許可と決定します。次に整理番号3番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第48号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第48号整理番号3番は許可と決定します。次に整理番号4番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第48号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第48号整理番号4番は許可と決定します。次に整理番号5番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第48号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第48号整理番号5番は許可と決定します。次に整理番号6番について何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第48号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第48号整理番号6番は許可と決定します。次に整理番号7番について何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第48号整理番号7番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第48号整理番号7番は許可と決定します。次に整理番号8番について何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第48号整理番号8番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第48号整理番号8番は許可と決定します。次に整理番号9番について何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第48号整理番号9番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第48号整理番号9番は許可と決定します。次に整理番号10番について何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第48号整理番号10番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第48号整理番号10番は許可と決定します。次に整理番号11番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第48号整理番号11番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第48号整理番号11番は許可と決定します。次に整理番号12番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第48号整理番号12番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第48号整理番号12番は許可と決定します。続きまして、議案第48号農地法第5条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第48号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号13番から18番の6件です。整理番号13番は、市内の法人が、篠塚の農地を売買にて取得し、駐輪場用地として転用するもので、農地1筆、面積42m²、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号14番は、市外の法人が、神田の農地を売買にて取得し、露天資材置場及び露天駐車場用地として転用するもので、農地2筆、面積3,306m²、農地区分は第一種農地と判断されますが不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号15番は、市内の法人が、矢場の農地を賃貸借にて借り受け、施工ヤードとして転用するもので、農地1筆、面積1,099m²、農地区分は農振ですが、一時転用なので問題ありません。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号16番は、市外の○さんが、西平井の農地を使用貸借にて借り受け、専用住宅用地（分家住宅）として転用

するもので、農地1筆、面積279m²、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号17番は、緑埜のKさんが、緑埜の農地を使用貸借にて借り受け、農業用資材置場用地として転用するもので、農地1筆、面積143m²、農地区分は第一種農地と判断されますが不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号18番は、市外の法人が、三ツ木の農地を売買にて取得し、畜舎用地として転用するもので、農地3筆、面積2,069m²、農地区分は農振ですが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第48号整理番号13番から18番について2班の班長さんより報告がありました。整理番号13番について何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第48号整理番号13番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員ですので、議案第48号整理番号13番は許可と決定します。次に、整理番号14番について、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第48号整理番号14番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員ですので、議案第48号整理番号14番は許可と決定します。次に整理番号15番について、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第48号整理番号15番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第 48 号整理番号 15 番は許可と決定します。次に整理番号 16 番について何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 48 号整理番号 16 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第 48 号整理番号 16 番は許可と決定します。次に整理番号 17 番について何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 48 号整理番号 17 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第 48 号整理番号 17 番は許可と決定します。次に整理番号 18 番について何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 48 号整理番号 18 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第 48 号整理番号 18 番は許可と決定します。続きまして、議案第 49 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 9 ページをご覧ください。議案第 49 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するために計画を作成したものです。10 ページの計画につきましては、地域計画に掲載予定である農地の貸借に係わる計画であり、農業委員会には計画を要請することの承認を求めているもので、今回の対象地は 6 件です。11 ページの計画につきましては、中間管理機構を通して貸し借りされている農地の借人を変更するときに作成される計画で、今回の対象地は 1 件ですが、変更前、変更後とも借人は 1 名となります。以上で、

議案第 49 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今、議案第 49 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 49 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、これを可とすることに賛成の方は举手をお願いします。

(举手全員)

議長 举手全員ですので、議案第 49 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、原案のとおり決定します。続いて、報告第 19 号・20 号・21 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局 報告第 19 号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、4 条が 1 件、5 条が 7 件ございます。詳細については 13 ページの一覧表をご確認ください。続きまして報告第 20 号ですが、議案書 14 ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、5 条の許可証明が 1 件、耕作証明が 1 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。報告第 21 号につきましては、令和 6 年 1 月から 12 月までに農業経営基盤強化促進法に基づき利用権の設定がされた賃貸借及び農地法第 3 条の許可により設定された賃貸借における賃借料を田畠ごとに 10aあたりでまとめたものです。詳細は一覧表をご確認ください。なお、集計にあたっては、平均的な金額から著しく外れている特殊な取引があった場合は算定から除外しております。また、この賃借料情報につきましては、定例会後に市の HP と農業委員会だよりに掲載し、市民の方に周知させていただきます。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしくお願ひいたします。

議長 ただ今、報告第 19 号・20 号・21 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願ひいたします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和 7 年第 10 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14 時 35 分)